

はしがき

倒産法制全体の抜本的改正に伴う新破産法の制定・施行から、すでに13年の年月が経過した。日本経済は、2018年2月現在、2013年のアベノミクスの導入および世界経済全般の好調により一見好況を呈しており、破産を含む倒産件数は全般的には低水準にある。しかし、経済の鉄則に照らして、現在の好況が永遠に続かないことは明らかである。また、好不況にかかわらず、経済構造の変化に伴い、一定の事業者の淘汰や退出は避けることができない。

そのため、事業者・非事業者を問わず法的な清算手続を定める破産法および破産手続は、社会システムの重要な一部である倒産法制の根幹を成すものであり、その重要性はいうまでもない。

本書旧版の『破産法の理論・実務と書式〔事業者破産編〕』は、平成17年(2005年)1月1日の新破産法施行を受けて、大阪弁護士会所属の四宮章夫弁護士が中心となって、これに東京から相澤および綾が加わって企画され、同年7月に発刊された。

その企図したところは、事業者破産という切り口で、申立代理人、債権者、破産管財人それぞれの立場で直面する実務的な問題について、主に東京地方裁判所および大阪地方裁判所における実務を踏まえて簡潔に解説するとともに各種の書式を掲げて、関係する当事者の参考にと供するというものである。

幸いにして、旧版は関係者の支持を得て、実務の参考として広く利用されるに至り、その後、新破産法の実務への定着等を踏まえて、平成20年(2008年)8月に第2版が出された。

しかし、その後時を経るにつれて、日本経済や事業者破産事件を取り巻く環境が大きく変わり、また、関連する法令についても重要な改正がなされ、それに伴い破産手続においても新たな工夫や試みがなされるようになり、それらの変化が破産手続の理論を深め、また、実務において使用される書式にも影響を与えてきた。

そのため、本書もこのような理論と実務の変化に合わせて、改めて見直すことが必要となり、それが久しく課題となっていた。

そこで四宮弁護士に代わり、この度大阪からは中井が加わり、旧版のコン

はしがき

セプトを継承しながら実務の解説および書式を全面的に見直して新たな実務書とすることとなり、編者らの所属する事務所の弁護士およびパラリーガルをはじめ、多くの実務経験者が新たに執筆を担当し、今回の発刊に至ったものである。

編者らの力が及ばず、未熟な面が多々あると思われるが、事業者の破産関連業務に携わり、数々の課題に取り組んでいる関係者の実務上の参考として役に立つことができれば、編者らとしては望外の喜びである。

最後に、本書発刊について辛抱強く見守り、多大な尽力をいただいた(株)民事法研究会の田中敦司氏および近藤草子氏に感謝したい。

平成30年（2018年）3月吉日

編者 相澤 光江
同 中井 康之
同 綾 克己

はじめに——破産手続の概要と本書の構成

1 破産手続の概要

破産手続は、支払不能などの状態にある債務者またはその債権者による申立てにより、裁判所が決定することによって開始する。

裁判所により選任された破産管財人が、破産者に対する債権を調査するとともに、破産者の財産を管理・換価して、破産債権に対する配当を実施することをその目的とする。

破産手続の流れは、以下のとおりである。

(1) 破産申立ての相談

事業者である債務者が弁護士へ相談するときは、「破産を申し立てたいがどうすればよいか」というものではなく、「月末には資金繰りが行き詰まるがどうすればよいか」「近々不渡りを出す見込みだがどうすればよいか」という形で始まることが多い。

相談を受けた弁護士は、決算書、試算表、資金繰り表などの資料や代表者・経理担当者などから事情を聴取して、事業再建の見込みがあるか、債務者にふさわしい手続はなにか、検討することになる。

債務を整理するための手続としては、法的倒産手続と私的整理手続がある。私的整理手続には、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会や地域経済活性化支援機構が関与する手続などのいわゆる準則型私的整理とそれ以外の純粹私的整理手続がある。法的倒産手続には、再建型に分類される更生手続、再生手続と、清算型に分類される特別清算手続、破産手続がある。

上記のようなオープンな形で相談を受けた場合に、弁護士としては、債務者の意向も踏まえながら、幅広いオプションを検討することになる。破産手続を選択することになった場合には、債務者に、今後の手続の流れ、手続に要する費用のほか、管財人による役員の実任追及の可能性、否認権行使の可能性や、主たる債務に対する保証債務の顕在化などについても説明しておくべきであろう。

(2) 破産申立ての準備

破産手続を選択することになった場合には、破産手続開始申立ての準備に入り、破産申立書の作成や疎明資料などの裁判所提出書類の準備を行う。

破産申立てをすることを決定した後に、合理的理由がないのに債務を増加させたり、債務者の財産を散逸させたり、特定の債権者に対してのみ弁済をしたりすることのないよう、速やかに申立て準備を進めるとともに、破産申立てを受任した代理人弁護士として、債務者に対して、そのような行為に及ばないように注意を喚起する必要がある。

事業が停止していない事案の場合には、どのタイミングで事業を停止するか、これに伴う取引先や従業員への通知の内容や方法・時期を検討することになるが、債権者の平等を確保しつつ、債権者にできるだけ迷惑をかけないように配慮し、かつ、破産財団が最も形成できるタイミングを選択するように努めるべきであろう。

賃借物件など、破産手続開始後に破産財団の費用負担が生じるようなものは、申立て前に明渡しなどの処理を済ませておくことが望ましい。しかし、債権者による財産差押えのおそれがある場合などは早期に破産手続開始決定を受ける必要性が高い場合もあるから、賃借物件の明渡しが完了していないとの理由のみで、破産申立てを遅延させるのは相当ではない。破産申立て前にどこまでの処理を行うかは、ケースバイケースで判断していく必要がある。

申立代理人は、帳簿、給与台帳、通帳や重要な印鑑など開始後に管財人に引き継ぐべき基本的な書類や物件、本社事務所や倉庫、自動車などの財産を保全するために必要な鍵などを確保する。

これら準備を進めながら、必要に応じて裁判所に事前相談をしたうえで、速やかに破産申立てを行うことが望ましい。

(3) 破産手続の開始

(イ) 破産手続開始の申立てと開始決定

債務者が支払不能にあるときは、裁判所は、申立てにより、決定で、破産手続を開始する（法15条1項）。債務者が法人である場合は、債務者が債務超過にあるときも、破産手続が開始される（法16条1項）。債務者のほか、債権者も破産手続開始の申立てを行うことができる（法18条1項）。

【編者略歴】

相澤 光 江（あいざわ みつえ）

〔略 歴〕 昭和42年慶応義塾大学大学院経済研究科修士課程修了、昭和51年弁護士登録（東京弁護士会所属）、昭和56年アメリカ、ハワード・ロー・スクールにて比較法学修士号取得

〔主な著書〕 『株主代表訴訟と企業統治』（共著・清文社）、『リース・クレジットの法律相談〔新版〕』（共著・青林書院）、『倒産手続における相殺権の行使およびその制限』『企業再建の真髄』（共著・商事法務）、『会社更生の理論・実務と書式〔全訂版〕』（共編著・民事法研究会）、『民事再生手続と監督委員』（共著・商事法務）、『最新 実務解説一問一答 民事再生法』（共著・青林書院）、『倒産法改正展望』（共著・商事法務）、『あるべき私的整理手続の実務』（共著・民事法研究会）、『今中利昭先生傘寿記念 会社法・倒産法の現代的展開』（共著・民事法研究会）、『倒産法の実践』（共著・有斐閣）など多数。

〔最近の主な関与倒産事件〕 日本リース（主要更生担保権者代理人）、ユニオンロイヤル(株)（更生管財人）、山一証券(株)（破産申立代理人）、東洋製鋼(株)（民事再生申立代理人）、(株)池貝他2社（民事再生申立代理人）、協栄生命(株)（更生管財人代理）、宝幸水産(株)他1社（更生管財人）、(株)ホテルオークラ福岡（産業活力再生法専門家アドバイザー）、(株)富ホールディングス（特別清算申立代理人）、(株)赤城ゴルフ倶楽部（民事再生申立代理人）、(株)高山ゴルフ倶楽部（民事再生申立代理人）、(株)鳩山レイク（民事再生申立代理人）、(株)ヤマサ（民事再生申立代理人）、(株)ニチオリ（破産管財人）、ポリマテック(株)（民事再生申立代理人）、アクロス(株)（民事再生申立代理人）、(株)ブーフーウー（民事再生監督委員）、山水電気(株)（民事再生監督委員）、(株)トライデント（破産管財人）など多数。

〔事務所所在地〕 TMI 総合法律事務所

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1

六本木ヒルズ森タワー23階

TEL 03(6438)5511 FAX 03(6438)5522

中 井 康 之 (なかい やすゆき)

〔略 歴〕 昭和55年3月京都大学法学部卒業、昭和55年4月最高裁判所第34期司法修習生、昭和57年4月弁護士登録、堂島法律事務所入所（現在）、平成19年4月堂島法律事務所代表パートナー

〔主な著書〕 「開始時現存額主義と超過配当」金融法務事情2076号1頁、「法定利率」「詐害行為取消権」『詳説改正債権法』（共著・金融財政事情研究会）、「座談会：これからの倒産・事業再生実務」ジュリスト1500号68頁、「詐害行為取消権」金融法務事情2041号20頁、判例批評「別除権協定と再生債務者についての破産手続の開始」民商法雑誌150巻4・5号637頁、「相殺をめぐる民法改正——差押えと相殺・債権譲渡と相殺」『今中利昭先生傘寿記念 会社法・倒産法の現代的展開』717頁（共著・民事法研究会）、「倒産手続における商事留置権の取扱い」ジュリスト増刊「実務に効く事業再生判例精選」、 「別除権協定に基づく債権の取扱い」ジュリスト1459号90頁、「商事留置権と民事再生手続」倒産判例百選〔第5版〕、「対抗要件否認の行方」田原陸夫先生古稀・最高裁判事退官記念論文集『現代民事法の実務と理論』下巻292頁（共著・金融財政事情研究会）、「債権者代位権」『事業再生と金融実務からの債法改正』（共著・商事法務）、「債権法改正と詐害行為取消権」NBL 982号68頁、「担保付債権の代位弁済と対抗要件」ジュリスト1444号74頁

〔最近の主な関与倒産事件〕 主な再建型倒産処理案件〈会社更生〉WTC（2009年 不動産賃貸事業）、よのペットボトルリサイクル（2006年 再生処理業）、イカリソース（2005年 食料製造）、ニノミヤ（2005年 家電量販店）〈民事再生〉ホンマ・マシナリー（2017年 大型工作機械）、ナショナル流通産業（2017年 チケット販売）、若狭観光開発（2015年 ゴルフ場）、日本ウエブ印刷（2013年 印刷）、辻学園（2011年 専門学校）、サトーセン（2011年 電子部品）〈事業再生 ADR〉御園座（2013年 劇場事業）、日本エスコン（2009年 デベロッパー）

〔事務所所在地〕 堂島法律事務所

〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜2丁目3番9号

入商八木ビル

TEL 06-6201-4456 FAX 06-6201-0362

綾 克己 (あや かつみ)

〔略 歴〕 昭和55年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、平成元年東京弁護士会登録

〔主な著書〕 『会社更生の理論・実務と書式〔全訂版〕』(共編著・民事法研究会)、『新注釈 民事再生法〔第2版〕上巻・下巻』(共著・金融財政事情研究会)、『私的整理の実務 Q&A100問』(共著・全国倒産処理弁護士ネットワーク編・金融財政事情研究会)、『論点体系 会社法6』(共著・第一法規)、「倒産・再生法実務研究会レポート 濫用的会社分割の分水嶺」季刊事業再生と債権管理2012年7月5日号(金融財政事情研究会)、『破産実務 Q&A200問』(共著・全国倒産処理弁護士ネットワーク編・金融財政事情研究会)、『松嶋英機弁護士古稀記念論文集 時代をリードする再生論』(共著・商事法務)、『破産申立マニュアル〔第2版〕』(編著・商事法務)、『注釈破産法(上)』(共著・全国倒産処理弁護士ネットワーク編・金融財政事情研究会)など多数。

〔最近の主な関与倒産事件〕 折田汽船(株)(更生管財人)、(株)東千葉カントリー倶楽部(更生管財人)、(株)蓼科グランドホテル他(更生管財人)、大洋緑化(株)他16社(更生管財人代理)、宝幸水産(株)他1社(更生管財人代理)、東日本フェリー(株)他4社(会社更生申立代理人)、佐々木硝子(株)他5社(会社更生申立代理人)、多田建設(株)他1社(会社更生申立代理人)、ユニコ・コーポレーション(株)(会社更生申立代理人)、エルゴテック(株)(民事再生申立代理人)、(株)徳山カントリークラブ(民事再生申立代理人)、(株)モリモト(民事再生申立代理人)、(株)ララ・プラン(民事再生申立代理人)、(株)横浜そごう他21社(民事再生監督委員常置代理人)、(株)因縁生会(民事再生監督委員)、山一証券(株)(破産管財人常置代理人)、井上工業(株)(破産管財人)、(株)学堀越学園(破産管財人)、三井石炭鉱業(株)(清算人)、(株)マルタン(清算人)、(株)九十九島エスケイファーム(清算人)、ドイト(株)(代表清算人)

〔事務所所在地〕 ときわ法律事務所

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-8-1

KDDI 大手町ビル19階

TEL 03(3271)5140 FAX 03(3271)5141

【執筆者一覧】

【編 著】

相澤 光江 (TMI 総合法律事務所)

中井 康之 (堂島法律事務所)

綾 克己 (ときわ法律事務所)

【執筆者】 (50音順)

相澤 豪 (TMI 総合法律事務所)

青木 孝頼 (AZX 総合法律事務所)

浅沼 雅人 (ときわ法律事務所)

飯塚 陽 (TMI 総合法律事務所)

宇留賀 俊介 (うるが法律事務所)

江藤 真理子 (TMI 総合法律事務所)

衛藤 佳樹 (TMI 総合法律事務所)

大沼 竜也 (ときわ法律事務所)

小坂田 成宏 (弁護士法人淀屋橋・山上合同)

片岡 陸 ※パラリーガル (TMI 総合法律事務所)

木村 真理子 (ときわ法律事務所)

栗原 誠二 (TMI 総合法律事務所)

小関 伸吾 (堂島法律事務所)

近藤 直生 (弁護士法人大江橋法律事務所)

阪井 大 (東京双和法律事務所)

阪口 嘉奈子 (TMI 総合法律事務所)

嵯峨谷 巖 (嵯峨谷法律事務所)

佐藤 真太郎 (佐藤真太郎法律事務所)

軸丸 欣哉 (弁護士法人淀屋橋・山上合同)

柴田 昭久 (弁護士法人淀屋橋・山上合同)

柴野 高之 (堂島法律事務所)

執筆者一覧

- 清水良寛（弁護士法人淀屋橋・山上合同）
上甲悌二（弁護士法人淀屋橋・山上合同）
高野大滋郎（TMI 総合法律事務所）
高橋洋介 ※パラリーガル（TMI 総合法律事務所）
竹本英世（弁護士法人淀屋橋・山上合同）
玉置菜々子（弁護士法人淀屋橋・山上合同）
中筋賢治（中筋総合法律事務所）
名倉啓太（弁護士法人淀屋橋・山上合同）
西田 恵（弁護士法人淀屋橋・山上合同）
蜷川敦之（弁護士法人淀屋橋・山上合同）
野村祥子（堂島法律事務所）
畠山洋二（ときわ法律事務所）
濱田芳貴（ときわ法律事務所）
藤浪 努（銀座 PLUS 総合法律事務所）
藤本美枝（TMI 総合法律事務所）
松村健太郎（弁護士法人旭橋法律事務所）
南 靖 郎（弁護士法人淀屋橋・山上合同）
森 卓 也（TMI 総合法律事務所）
森本英伸（弁護士法人淀屋橋・山上合同）
谷津朋美（TMI 総合法律事務所）
山内航治（PwC あらた有限責任監査法人）
山宮慎一郎（TMI 総合法律事務所）
吉田 勉（吉田・渡邊法律事務所）

〔倒産・再生再編実務シリーズ①〕

事業者破産の理論・実務と書式

平成30年6月14日 第1刷発行

定価 本体7,400円（税別）

編 者 相澤光江 中井康之 綾 克己

発 行 株式会社 民事法研究会

印 刷 株式会社 太平印刷社

発 行 所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-7-16

〔営業〕 TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258

〔編集〕 TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278

<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえます。 ISBN978-4-86556-226-2 C3032¥7400E
カバーデザイン 袴田峯男